チェルノブイリ法日本版
条例案について

--願いを形にするまでのプロセス--

2017.9.13（2019.10.26加筆）

柳原敏夫

鈴木眞一氏の証人尋問の事実上のスタート。
彼の陳述書作成に向け原告から質問書を提出
(2019. 10. 23)

2015年 5月まで、福島県の甲状腺検査の
実施主体である福島県立医科大学の検査の
責任者だった **鈴木眞一教授**

単一法ではなく、総合法・集合法としてのチェルブイリ法日本版

チェルノブイリ法は「避難の権利」の保障を中心に制定。

しかし、「福島の現実」に照らし、それだけでは不十分。
例えば健康検査を形式的、一般的に定めても、福島の県民健康調査の現実に照らし、これでは汚染地の住民・子どもの命、健康を十分守る検査にならないことは明らか。

→「福島の現実」を反復しないために、「福島の現実」から徹底して学び、それを最高の反面教師として、何をどう改めていたらよいか、徹頭徹尾、検証し直す必要がある。

↓

その検証を踏まえて、「避難の権利」を中心として、その周辺に住民の命、健康の権利を守るために必要十分な以下の様々な仕組みを提案していく必要がある（次頁の図を参照）。

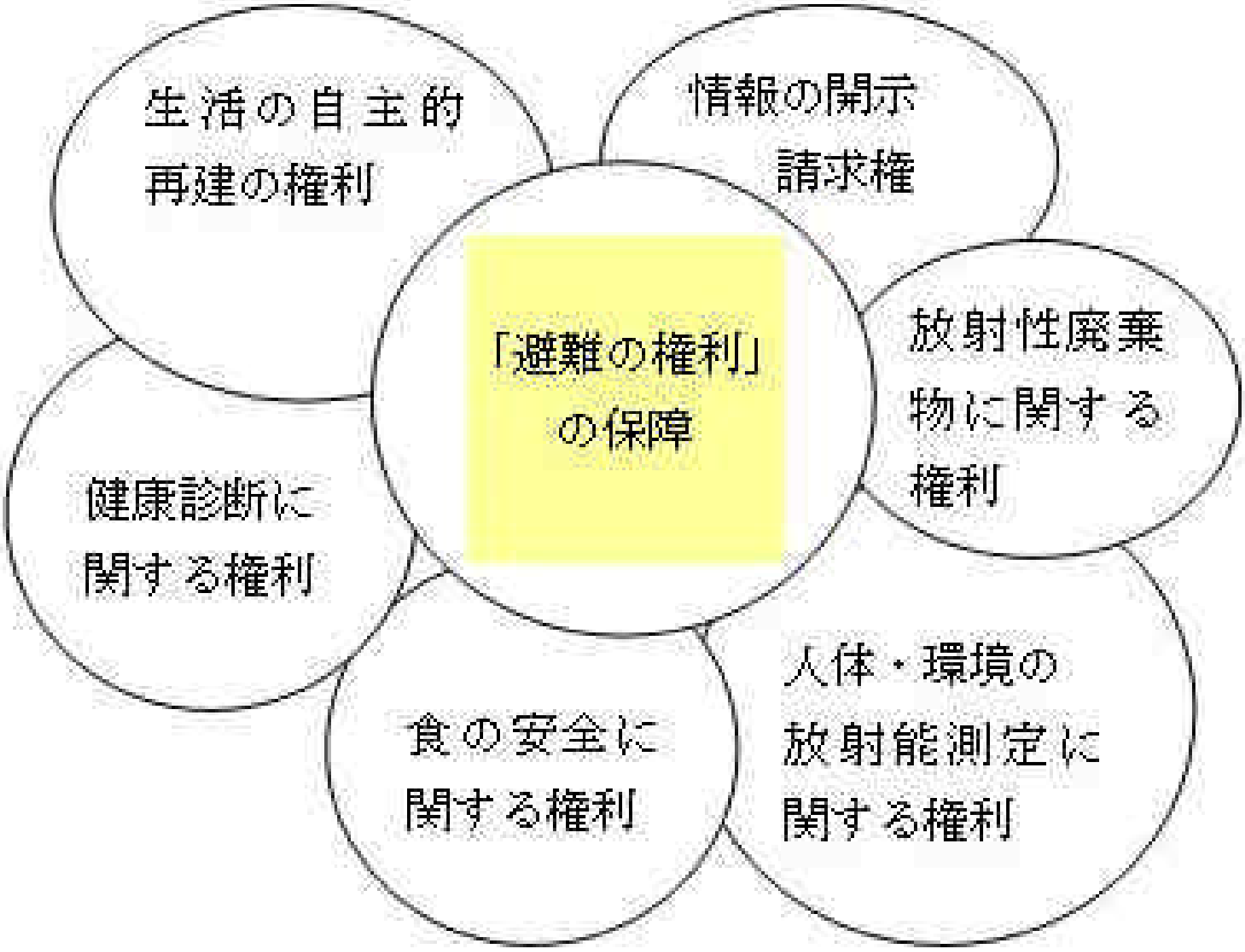
生活の自主的再建の権利
情報の開示請求権
「避難の権利」の保障
放射性廃棄物に関する権利
健康診断に関する権利
食の安全に関する権利
人体・環境の放射能測定に関する権利

チェルノブイリ法日本版条例のゴールと方法

ゴール：

放射能災害から市民の命・健康・暮らしを守ること

ゴールに到達する方法：

　放射能災害に対する市民の命・健康の最大防御とは何か？

→被ばくから逃げること＝避難。

∵放射能災害の救済の第1原則は「人間は放射能には勝てない」。この真理・原則から出発する限り、放射能の被ばくから脱出すること、脱被ばくにまさる救済はない。

原発事故の時期による2つの救済

- 事故直後の緊急事態における緊急避難に関する権利（13条）
  - 選択の余地なく全ての市民に適用
  - 初期被ばくの防御に関する措置を制定
  - チェルノブイリ法にはナシ

- 緊急事態経過後の時期における移住または残留に関する権利（11～12条・14条）
  - チェルノブイリ法の主要部分

市民」の中に2つのタイプ(類型)

市民の中に、 脱被ばく」が可能な市民と不可能な市民がいる。

↓

(1)、汚染地域に居住する市民

(2)、放射能災害の収束作業に従事する市民

市民のタイプに応じた救済の3つのタイプ

(1)、汚染地域に居住する市民　→移住の権利（11条）

但し、義務ではなく、選択できる→∴残留の権利　残留を選択した市民に対し、脱被ばくの権利を最大限保障）（12条）。

(2)、放射能災害の収束作業に従事する市民→生存の権利　脱被ばくの権利の最大限保障）（14条）

前記3つの権利保障にあたっての基本原理

救済の差別的取扱いの禁止（4条）

胎児、子どもへの特別な配慮（5条）

予防原則の適用（6条）

すべての関係者の参加（7条）←国難への国

チェルノブイリ法日本版条例案

（伊勢市条例について柳原案。2017.10.3）

第 1条　（条例の目的）

この条例は、原発事故その他の放射能災害の発生から伊勢市の市民及び事故収束作業員の命、健康及び暮らしを守ることを目的とする。

第 2条　（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

① 放射能災害」とは、原子力発電所事故など、放射性物質が施設外に大量に放出される事故をいう。

② 事業者」とは、原子力発電所等を所有し、放射能災害を発生させた事業者をいう。

③ 放射能汚染地域」とは、放射能災害で放出された放射性物質により汚染された地域のことをいい、その区分は第 8条に定めるものとする。

④ 汚染地域住民」とは、放射能汚染地域に住居を定め、居住する市民をいう。

⑤ 事故収束作業員」とは、被ばくする場所で、放射能災害の収束に関わるあらゆる作業に従事する者をいい、その具体的な内容は第 9条に定めるものとする。

⑥ 放射能災害被災者」とは、放射能災害発生時に伊勢市の放射能汚染地域に住民票を有する汚染地域住民及び放射能災害発生時に伊勢市に住民票を有する事

⑦ 「移住の権利」とは、放射能汚染地域の移住権利地域に居住する汚染地域住民に保障される、本条例で定める被ばくにより発生した損害賠償及び社会的支援を受ける権利をいう。

⑧ 「避難の権利」とは、放射能災害発生直後の緊急避難に関して、放射能汚染地域の移住権利地域に居住する汚染地域住民に保障される、本条例で定める社会的支援を受ける権利をいう。

⑨ 「生存の権利」とは、放射能災害発生時に伊勢市に住民票を有する事故収束作業員に保障される、本条例で定める被ばくにより発生した損害賠償及び社会的支援を受ける権利をいう。

第 3条（基本理念）

伊勢市は原発事故被災者となった市民の移住の権利、避難の権利及び生存の権利を保障する。

第 4条（救済の差別的取扱いの禁止）

法の下の平等を定めた憲法１4条を踏まえ、放射能災害から住民の命と健康を救済するにあたっては、伊勢市民はひとしく扱われなければならない。

第 5条　（影響を受けやすい人への配慮）

放射能災害から伊勢市民の命と健康を救済するにあたっては、放射能による影響を受けやすい胎児、子どもの命・健康が守られることを配慮して行われなければならない。

第6条　（予防的取組方法）

１９９２年のリオデジャネイロ宣言を踏まえ、放射能災害から伊勢市民の命と健康を救済するにあたっては、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じる方法（以下「予防的取組方法」という）にのっとり、適切におこなわれなければならない。

第7条　（すべての関係者の参加）

放射能災害が国難であることを踏まえ、放射能災害から伊勢市民の命と健康を救済するにあたっては、伊勢市に関わる、放射能災害に係るすべての関係者による積極的な参加のもとに行われなければならない。

汚染地域に居住する市民とは

放射能汚染地域を2つに区分し、各区分に応じて汚染地域住民を定義（8条）。

↓

2つの住民を定義。

①移住権利地域の住民

②放射能管理強化地域の住民

※強制避難区域の指定は条例では定めず、国の制定に委ねた。

第 8条 放射能汚染地域の区分）

放射能災害発生後いつの時点かを問わず、追加被ばく量（外部被ばくと内部被ばくの合計）の値または土壌汚染の 3種類の値のいずれが以下に定める値を該当した放射能汚染地域を以下の定めに従い区分する。

区分名	土壌汚染密度（kBq/m²）			年間追加被ばく量 mSv/年
	セシウム 137	ストロンチウム 90	プルトニウム	
強制避難区域	国の定めるものに拠る。			
移住権利地域	185 以上	5.55 以上	0.37 以上	1 以上
放射能管理強化地域	37～185	0.74～5.55	0.185～0.37	0.5 以上

汚染地域に居住する市民の行為

- 原発事故の時期に応じて、2種類の「脱被ばく」アクションが存在

↓

①　（帰還を想定の）事故直後の緊急避難

②帰還を前提としない移住

①緊急避難 の必要条件

正しく避難できるために必要な条件とは

↓

? 汚染の最新情報の把握（行政頼みの克服）

? 安定ヨウ素剤の配布・服用（向上）

? 避難行為に対する公的指導・支援

①緊急避難 の十分条件

正しく避難できるために十分な条件とは

↓

？ 避難先での生活に対する市民の相互扶助

《市民の市民による市民のための市民型公共事業》

例 アサザプロジェクト その解説

移住の権利」の主体は2つに分化

移住の権利について、移住の有無を選択した結果、市民は2つに分かれる（総論→10条）。

↓

②(1)、移住する市民（11条）

②(2)、残留する市民（12条）

第 2章　放射能災害被災者の権利

第10条　　総論）

１ 放射能災害発生時に伊勢市の移住権利地域に住民票を有する汚染地域住民は、汚染状況及び被ばくによる健康影響について国及び伊勢市から与えられた情報に基づいて、当該地域に住み続けるかそれとも移住（帰還を前提としない移転）するかを自ら決定する権利を有する。

２ 移住を選択した汚染地域住民に対して、伊勢市は次条に定める移住に関する権利を保障する。

３ 残留を選択した汚染地域住民に対しては、伊勢市は第１２条に定める権利を保障する。

４ 放射能災害発生時に伊勢市の放射能管理強化地域に住民票を有する汚染地域住民に対し、伊勢市は

第11条　移住を選択した場合の権利）

１ 汚染地域住民が移住を選択するにあたっては、次の条件を満たすことが必要である。

①. 移住について、未成年者を除き、世帯全員が同意すること。

②. 移住先が第 8条に定める区分 1から3の 放射能汚染地域」でないこと。

２、移住を選択した汚染地域住民に対し、伊勢市は以下の権利を保障する。その詳細は規則で定める。

①. 引越し費用の支給

②. 移住先での住宅確保 ・就労支援

③. 移住元の不動産 ・家財 ・汚染した生産物 魚も含む）の損失補償

④. 医療品の無料支給

⑤. 健康診断 ・保養費用の 7割支給

⑥. 被災者手帳の交付

⑦. 年金の優遇

３ 前項の権利は特段の理由がない限り、1回の移住にしか適用さ

第12条　残留を選択した場合の権利）

１ 伊勢市は、残留を選択した汚染地域住民に対し、以下の権利を保障する。その詳細は規則で定める。

①. 治療の無料化

②. 医療品の無料支給

③. 健康診断・保養費用の 7割支給

④. 汚染した生産物（魚も含む）の損失補償その他の生活支援

⑤. 被災者手帳の交付

⑥.　放射能食品管理課」等を設け、放射能による食物・水道水の汚染を検査し、無用な被ばくをさせない。

⑦. 年金の優遇

（12条　続き）

２ 放射能災害発生時に伊勢市の放射能管理強化地域に住民票を有する汚染地域住民に対し、伊勢市は以下の権利を保障する。その詳細は規則で定める。

①. 医療品の無料支給

②. 健康診断・保養費用の 5割支給

③. 被災者手帳の交付

④.　放射能食品管理課」等を設け、放射能による食物・水道水の汚染を検査し、無用な被ばくをさせない。

⑤. 年金の優遇

３ 第 1項の残留を選択した汚染地域住民がのちに移住を選択する場合には第11条が適用される。

(1)移住する市民の必要条件

正しく移住できるために必要な条件とは

↓

? 汚染の最新情報の把握

とくに初期被ばくの情報

? 移住に対する公的支援

(1)移住する市民の十分条件

正しく移住できるために十分な条件とは

↓

? 移住自体に対する市民の相互扶助

? 移住後の生活再建に対する市民の相互扶助

《市民の市民による市民のための市民型公共事業》

例 アサザプロジェクト その解説

(2)残留する市民の必要条件

正しく残留するために必要な条件とは

↓

? 汚染の最新情報の把握

? 医療・保養に関する公的支援

? 生活全般に対する公的支援

(2)残留する市民の十分条件

正しく残留するために十分な条件とは

↓

？ 生活全般に対する市民の相互扶助

第14条　事故収束作業員の生存の権利）

放射能災害発生時に伊勢市に住民票を有する事故収束作業員に対し、伊勢市は以下の権利を保障する。その詳細は規則で定める。

①. 医療品の無料支給
②. 健康診断 •保養費用の減免
③. 住環境の改善 •支援
④. 公共料金 •公共交通機関の減額
⑤. 有給休暇 •解雇 •異動時の優遇
⑥. 被災者手帳の交付
⑦. 年金の優遇

(2)**事故収束作業員**の必要条件

正しく生存の権利が保障されるために必要な条件

↓

? 医療に関する公的支援

? 生活全般に対する公的支援

(2)**事故収束作業員**の十分条件

正しく生存の権利が保障されるために十分な条件

↓

？ 生活全般に対する市民の相互扶助

予算措置

条例で定める救済措置に掛かる経費をどう確保するか？

↓

①本来の賠償義務者に対し、自治体が出費した経費を求償できる。

②法定外目的税の課税 :原発事故の加害者に対し、自治体が出費した経費分を課税 地方税法７３１条）。

③原発事故の加害責任を負う国に対し、自治体が出費した経費を国の負担として求める 地方財政法１０条）。

①本来の賠償義務者に対し、自治体が出費した経費を求償

最高裁平成21年10月23日判決 :求償金請求事件

要旨 :市町村が設置する中学校の教諭がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に生徒に損害を与えた場合において，当該教諭の給料その他の給与を負担する都道府県が国家賠償法１条 1項，3条 1項に従い上記生徒に対して損害を賠償したときは，当該都道府県は，同条 2項に基づき，賠償した損害の全額を当該中学校を設置する市町村に対して求償することができる。

②法定外目的税の課税（原発事故の加害者に対し、自治体が出費した経費分を課税（地方税法７３１条）

法定外目的税とは・・・・

地方税の１つ。税の使い道について、特定の目的に限定するもの（目的税）としないもの（普通税）があり目的税の中に、税の種類（税目）が地方税に定めてあるものとないものがあり、後者を地方税に定めていないという意味で法定外目的税と呼ぶ。

自治体の課税自主権発揮のため２０００年に導入。

法定外目的税（続き）

地方税法７３１条

１ 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

２ 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（・・・）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

同７３３条

総務大臣は、７３１条２項の規定による協議の申出を受けた場合には当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

③原発事故の加害責任を負う国に対し自治体が出費した経費を国の負担として求める（地方財政法10条）

地方財政法10条

地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

……

十七　原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費

……

二十八　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償

地方財政法10条　続き）

•原発事故は、17号に定める 原子爆弾」の平和利用という形態である原発の事故のこと。
→　市民の命、健康、生活の保護」という観点から、原子爆弾の被爆者と同様、原発事故の被害者についても同様の扱いをすべき。

•原発事故は、被害者からすれば、特定の人（加害者）を問わず、放射能による28号に定める武力攻撃事態のこと。→　市民の命、健康、生活の保護」という観点から、武力攻撃事態等における国民と同様、原発事故の被害者についても同様の扱いをすべき。

チェルノブイリ法日本版条例案

第15条

（予算措置）次の 2案を併記する.

（第 1案）

１ 伊勢市は、放射能災害発生の原因となった原子力発電所等の設置者及び設置許可した者に対して、この条例の施行により伊勢市が出費する経費全額を求償することができる。

２ 伊勢市は、放射能災害発生の原因となった原子力発電所等の設置者及び設置許可した者に対して、この条例の施行により伊勢市が出費する経費に充てるために法定外目的税を課税する。その詳細は別途条例で定める。

第 2案）

１ 伊勢市は、放射能災害発生の原因となった原子力発電所等の設置者、設置許可した者及び設置に同意した者に対して、この条例の施行により伊勢市が出費する経費全額を求償することができる。

２ 伊勢市は、放射能災害発生の原因となった原子力発電所等の設置者、設置許可した者及び設置に同意した者に対して、この条例の施行により伊勢市が出費する経費に充てるために法定外目的税を課税する。その詳細は別途条例で定める。

↑

両案のちがい :原発設置に同意した自治体に対しても、責任追及を認めるか否か。